

商店街共同施設の整備等を対象とする補助制度の創設を求める意見書

商店街は、市民にとって身近な買物の場であるだけでなく、地域のお祭りやイベントの開催を通じて地域の魅力向上に努めるとともに、地域交流拠点の整備や防犯カメラの設置など地域に密着した各種の活動を展開しており、地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている。また、多くの市民が日常的に利用するアーケードや街路灯などの商店街共同施設の整備を行うことで、安心・安全で快適なまちづくりにも貢献してきた。

しかしながら、商店街共同施設の中には整備後相当期間が経過し老朽化が顕著なものや、近年の猛烈な台風や大規模地震などが多発する状況の中で整備や補修を実施しなければ非常に危険な箇所も見受けられるようになってきており、地域の持続的な発展のためには、商店街共同施設の適切な維持管理に向けた取組を支援することが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、安心・安全に配慮した身近な商店街づくりを支援するため、アーケードや街路灯などの商店街共同施設の整備・補修等を対象とする補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月4日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		